

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年頃、国民年金保険料についてはのがきが A 地の自宅に届いたので、B 地にある区役所の出張所において、加入の手続きをし、その場で申立期間の一部の保険料を納付した。残りの申立期間の保険料については、送付されてきた納付書を用いて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年頃、B 地にある区役所の出張所において、国民年金の加入手続きと同時に申立期間の一部の保険料を納付し、その後の期間の保険料については、送付されてきた納付書を用いて金融機関で納付したとしているところ、C 区役所では、D 出張所（現在は、E 事務所）は、48 年以降国民年金に係る事務を行っており、申立期間当時、金融機関で保険料を納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張と符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 9 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することができる期間である。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、住所変更についても適切に行っており、納付意識は高いと考えられる上、31

か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月及び同年 3 月

私が会社を昭和 52 年 2 月に退職した後、母が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、申立期間当時、父が A 局の局長で、母が同局の職員であったこともあり、同局又は B 銀行において、母が納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を昭和 52 年 2 月に退職した後、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、その母が A 局又は B 銀行において納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 52 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を現年度納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、納付意識が高いと考えられる上、2 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 50 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時勤めていた会社で経理を担当していた事業主の妻が納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から 52 年 9 月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、当該期間は制度上時効により保険料を納付できない期間であるが、A 町の国民年金被保険者名簿の当該期間の欄に「**納**」の記載があることから、当該期間については納付されたと確認でき、当該期間の国民年金保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人は、当時勤めていた会社で経理を担当していた事業主の妻が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであると主張しているが、その事業主の妻の所在は不明であり、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 52 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効によ

り保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、過年度納付可能な期間でないことから、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月、45年10月から46年9月までの期間及び47年4月から48年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 5 月まで

申立人の申立期間に係る国民年金については、私がA区役所で加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に特例納付により未納が無いよう納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金について、申立人の妻がA区役所で加入手続を行い、保険料は特例納付により未納が無いよう申立人の妻が納付したとしているところ、申立人のオンライン記録には、申立期間の前後の期間が特例納付により納付した記録がある上、申立人が1か月、12か月及び14か月と短期間又は比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、オンライン記録では、その妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以外は任意加入期間の未加入期間を除き全て国民年金保険料を納付しており、納付意識の高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、A 市に居住している時に国民年金に任意加入し、B 市居住時は近所の C 金庫又は D 金庫で納付書により期ごとに保険料をきちんと納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に居住している時に国民年金に任意加入し、B 市居住時は近所の金融機関で納付書により期ごとに保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、その申述のとおり A 市居住時の昭和 50 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の住所欄から、申立人は住所を移動する都度住所変更手続をしていることが確認できる上、申立期間を除き国民年金加入期間は全て保険料を納付済みであることから、申立人は国民年金制度への関心が高く、保険料の納付意識も高かったと考えられる。

さらに、申立人が、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

加えて、申立人が納めたとする金額と、実際に必要な申立期間の保険料額がおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年3月まで

昭和60年3月頃、A市役所B支所（現在は、C市役所D支所）で私の国民年金の加入手続を母がしてくれ、保険料も母が未納になっていた2年間分を一括してB支所で納付し、その時に年金手帳の国民年金欄に空白が無いように、記号、番号、被保険者となった日を記入してもらい、60年4月から通帳引き落としの手続をした。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの期間については、申立人は、60年3月頃A市役所B支所で申立人の国民年金の加入手続をその母が行い、保険料も未納になっていた2年間分を一括してその母がB支所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、60年11月頃払い出されたと推認され、その時点では当該期間は遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以降未納期間が無く、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が18か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和58年3月から同年9月までの期間については、申立人は、上記1の期間と同様に国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、60

年 11 月頃払い出されていると推認され、その時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月

平成8年当時、私は国民年金に強制で加入しており、保険料は私の妻が市役所から送付された納付書によりA銀行（現在は、B銀行）で納付していた。市役所からは「必ず払ってください。」と言われており、督促を受けた記憶も無い。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、A銀行で国民年金保険料を納付していたとしているところ、C市（現在は、D市）国民年金保険料納付台帳には、申立期間以前の平成8年4月から同年6月までの保険料を現年度納付している記録が確認できることから、当該年度の保険料の納付書は同年4月に発行されていたと考えられ、申立人が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月
会社を辞めた昭和 63 年 1 月に A 市役所の国民年金の窓口で加入手続をし、その場で 1 か月の保険料を納付した。
ねんきん定期便を見て、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和 63 年 1 月に A 市役所の国民年金の窓口で加入手続をし、1 か月の保険料を納付したとしているところ、A 市の国民年金被保険者名簿から、申立人が 63 年 1 月に国民年金の加入手続をしていることが確認できる上、A 市は、申立期間当時、窓口で保険料を収納していたとしており、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格喪失手続を行っていることが A 市国民年金被保険者名簿から確認でき、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている申立人が、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に結婚し、52 年 5 月から夫の両親が住む A 市に転居して家族で B 施設を営んだ。申立期間①の国民年金保険料は、夫とともに、納付書か口座振替で納付したはずであり、申立期間②についても、同様に納付したはずである。

申立期間の保険料が未納や未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、その夫とともに、納付書か口座振替で国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 52 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点以降では、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間である上、その夫は、申立期間①について保険料が納付済みとなっており、申立人が、3 か月間と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に納付したはずであるとしているが、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者でなくなった日」欄に「昭和 59 年 7 月 7 日」と記載され、「被保険者となった日」欄に「昭和 61 年 4 月」と記載されていること、及びオンライン記録でも、申立人は、59 年 7 月 7 日に被保険者資格を喪失し、

61年4月1日に被保険者資格を取得していることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間、同年7月から42年3月までの期間、46年4月から49年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和41年7月から42年3月まで
③ 昭和46年4月から49年3月まで
④ 昭和49年7月から50年3月まで
⑤ 昭和53年4月から57年3月まで

申立期間①から⑤までについては、自治会のAさんが3か月に1回自宅に集金に来ており、国民年金保険料を納付していた。申立期間③及び④については、一緒に納付していた夫は納付済みとなっている。申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、申立人は、自治会からAさんが自宅に集金に来て国民年金保険料を納付したとしているところ、B市役所では昭和38年から平成13年まで国民年金の納付組合があり、集金が行われていたことが確認できたことから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和39年11月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間①、②、③及び④は納付可能な期間である。

さらに、申立期間①、②及び④については、申立人がそれぞれ12か

月、9か月及び9か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

加えて、申立期間③については、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間③の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間⑤について、申立人は、自治会からAさんが自宅に集金に来て国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には「S56. 4. 1 不在被保険者」の記載があることから、昭和56年4月1日以降は納付書が発行されていなかったことが推認される上、申立期間⑤は申立人と一緒に納付していたとするその夫も未納となっており、申立期間⑤の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間、同年7月から42年3月までの期間、46年4月から49年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年 11 月に会社を退職し、いつ手続したのか定かではないが A 市役所において自分で国民年金への加入手続をした。その後納付書が送られてきたので B 銀行（現在は、C 銀行）D 所又は E 金庫（現在は、F 金庫）G 支店において納めた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 11 月に会社を退職後、いつ手続したのか定かではないが A 市役所において自分で国民年金への加入手続をし、納付書が送られてきた後、B 銀行 D 所又は E 金庫 G 支店において納付したとしているところ、A 市役所によると、同市では納付書による納付は 44 年 4 月に開始され、申立期間当時 B 銀行 D 所及び E 金庫 G 支店において国民年金保険料を納付することが可能であったとしていることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 7 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 5 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に任意加入して保険料を納付するなど納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年2月までの期間及び59年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から51年2月まで
② 昭和59年7月から60年3月まで

申立期間①について、昭和51年3月頃に、国民健康保険の集金人が訪問し国民年金への加入を勧められたので前夫と一緒に国民年金に加入した。それまで未納であった申立期間①の保険料を前夫の保険料とともに遡って自分で納付した。

申立期間②について、昭和58年10月に離婚した後も、それまで納付し続けてきた国民年金保険料を納付しなければならないと思い、再婚するまでは保険料を納付していたのを覚えている。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和51年3月頃に国民健康保険の集金人が訪問し国民年金への加入を勧められたので前夫と一緒に国民年金に加入し、それまで未納であった申立期間①の夫婦二人分の保険料を遡って自分で納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、51年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、制度上48年1月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、49年1月から51年2月までの期間は遡って保険料を納付する期間である。しかしながら、申立人が国民年金に加入し保険料を共に遡って納付したと申述しているその前夫の国民年金手帳記号番号は、申立人と夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、その前夫の国民

年金被保険者台帳（旧台帳）によると、47年3月から48年3月までの期間については特例納付実施期間外である51年6月30日に第2回特例納付を利用して保険料を納付した記録となっており、48年4月から同年12月までの期間は51年3月31日に時効を超えて遡って保険料を納付した記録となっていることから、夫婦一緒に申立期間①の保険料を納付したとする申立人が、申立期間①のうち、48年1月から同年3月までの期間は第2回特例納付を利用し、また、48年4月から同年12月までの期間は時効を超えて遡って保険料を納付した蓋然性が高く、48年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、49年1月から51年2月までの期間は、遡って保険料を納付することができる期間であり、一緒に納付したとするその前夫の当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人についても当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和58年10月に離婚した後も60年4月に再婚する前の60年3月までは国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人が9か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和49年1月から51年2月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間①のうち昭和48年1月から同年12月までの期間については、特例納付の実施期間でないことや過年度納付可能な期間でないことから、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月29日から同年10月1日まで
② 平成5年10月1日から6年10月1日まで

申立期間①については、株式会社Aから株式会社B（現在は、株式会社AのC工場）に出向したが、継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、給与明細書に記載の控除された厚生年金保険料額からみた標準報酬月額より低い標準報酬月額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の給与明細書、株式会社A提出の「従業員身上調書」、「社員台帳2」、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間①の前後を含めて、株式会社A及び関連会社である株式会社Bに継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

なお、異動日については、株式会社Aでは、株式会社Bでの申立人に係る資格取得日（平成5年10月1日）が異動日であるとしていることから、5年10月1日とすることが妥当である。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料は無いが納付したと思うとしているが、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、特例法により、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額から、44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書に記載の申立人に係る標準報酬月額は41万円となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主は、社会保険事務所に標準報酬月額41万円に相当する報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和54年4月6日にB株式会社に商号変更）における船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで
申立期間は、A株式会社での乗船実習期間なので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間の前後を含めてA株式会社に継続して勤務し（昭和48年1月1日に同社実習船舶から同社本社へ異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の船員保険の標準報酬月額については、A株式会社に係る船舶所有者別被保険者名簿に記載の申立人の昭和47年11月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は既に解散している上、元事業主も関連資料は保存されておらず不明としているが、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和48年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを47年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成14年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月24日から同年7月26日まで
株式会社Aを平成14年7月25日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年6月24日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料工賃計算票、株式会社A提出の被保険者台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が株式会社Aに平成14年7月25日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料工賃計算票に記載の報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の被保険者台帳における厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格喪失日、B組合における健康保険の被保険者資格喪失日並びに厚生年金基金の加入員資格喪失日はいずれも平成14年6月24日となっており、同組合では資格喪失に関する届出様式は複写式で事業主から提出された届出書を同組合が社会保険事務所（当時）及び同基金に提出していたとして、事業主も誤って同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和51年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年11月1日まで
年金事務所の記録では、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和51年5月31日となっているが、実際に同社を退職したのは同年10月31日である。給料から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が、昭和51年10月31日まで、A株式会社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和51年10月31日以降の52年1月28日に受け付けられた被保険者資格喪失届に基づき、51年3月から同年10月までの期間に遡って被保険者資格を喪失しているものが申立人を含め72人認められ、これらの者の中には、同年3月31日に遡って被保険者資格を喪失している者が10人、同年4月30日に遡って被保険者資格を喪失している者が34人、申立人と同様に同年5月31日に遡って被保険者資格を喪失している者が21人など確認できる。

また、これら遡って資格を喪失された72人の中には、当該被保険者資格喪失日より後の日付で標準報酬月額の随時改定及び定時決定が行われた

ことが記録されているところ、遡及して被保険者資格喪失手続が行われた結果、これらの随時改定及び定時決定の結果をバツ印により取り消されている者が 39 人に及んでいることが確認できる。

さらに、申立人と同様に A 株式会社に関し昭和 51 年 10 月 31 日まで勤務したとする複数の同僚は、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと思うと供述している。

加えて、複数の同僚の供述などから判断すると、昭和 51 年 10 月 31 日において、A 株式会社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 51 年 5 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該被保険者資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年 11 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における昭和 51 年 4 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社BのC支社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から同年12月1日まで
昭和60年4月に株式会社Aに入社し、申立期間当時に、株式会社D（現在は、株式会社BのE支社）に異動したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書、事業主の回答内容及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間の前後を含めて株式会社A及び株式会社Dに継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Dに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和61年11月分の給料明細書は株式会社Aで発行されており、同年12月分の給与明細書は事業主の説明内容から株式会社Dで発行されていると推認できること、及び事業主の回答内容から、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書に記載の昭和61年11月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 61 年 11 月 1 日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年10月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月15日から61年8月19日まで
株式会社Aでは、歩合給制で給料をもらっていたが、入社して1年後くらいから月給が最低でも50万円から70万円、多い月は100万円近くあったにもかかわらず、日本年金機構から送られてきた被保険者記録回答票に記載されている標準報酬月額は最高でも28万円となっている。実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち昭和56年10月については、申立人提出の預金通帳から、当時の標準報酬月額の最高等級（41万円）を超える60万円前後の給与が振り込まれていることが確認できる上、株式会社Aが提出した「社員管理表」には、申立人について、当該期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える標準報酬月額（28万円）の記載があり、これについて、事業主は、「当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（1万4,840円）を給与から控除している。」と供述している。

また、申立期間のうち昭和56年10月に係る標準報酬月額については、事業主提出の「社員管理表」及び事業主の供述により、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち昭和56年10月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と供述してお

り、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立人の申立期間のうち昭和 53 年 12 月 15 日から 56 年 10 月 1 日までの期間及び 56 年 11 月 1 日から 61 年 8 月 19 日までの期間については、事業主から提出された 55 年 4 月、同年 5 月、56 年 1 月、同年 2 月、同年 9 月、同年 11 月、57 年 9 月、同年 10 月、58 年 12 月、60 年 1 月、61 年 6 月及び同年 7 月の各月において作成された「社員管理表」により確認できる申立人の標準報酬月額は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額と一致している。

また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に勤務し、申立人と同じ職種であったと供述している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

さらに、事業主は、「申立期間当時は歩合給を除いた給与支給額を標準報酬月額の算定基礎としており、昭和 63 年度の途中から B 員報酬として扱っていた歩合給を標準報酬月額の対象に含めた。」と供述している上、照会に回答のあった同僚 3 人も「支給された給与のうち基本給のみ標準報酬月額の対象となっており、歩合給は対象になっていない。」と供述している。

このほか、当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和28年12月1日から29年1月17日までの期間については、事業主は、申立人が28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年12月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月15日から29年1月17日まで
② 昭和29年10月31日から30年5月1日まで
③ 昭和55年2月1日から同年10月1日まで

昭和21年5月にA株式会社に入社し現場事務所に夫婦でB職として働いていた。途中、現場事務所の所長の計らいで株式会社C（現在は、D株式会社）に行っていた時期もあったが、A株式会社で満65歳の誕生日の末日まで働き、その間厚生年金保険料もきちんと控除されていた。3か所も記録の無い期間があることは納得できない。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和28年12月1日から29年1月17日までの期間については、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の「資格取得年月日」欄に「~~29.1.17~~」の記載の上に「29年12月2日取得日訂正」の押印があり、その下段に「28.12.1」と記載されていることが確認できることから、申立人が28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事

務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうち、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和27年9月15日から28年12月1日までの期間及び申立期間②については、申立人は、A株式会社又は株式会社Cに勤務していたと主張しているところ、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A株式会社は、「申立期間①及び②については当時の資料が無く、申立人の勤務状況、資格得喪の届出、社会保険料の控除及び納付等については不明である。」と回答している上、申立人が記憶している同僚は、「現場の仕事が終わると次の現場に異動していたが、常勤のB職等は現場請負金が少額の際は予算上雇用できなかった。雇用するか否かは現場次第で決まるので、B職等の地位は不安定であった。」と供述している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和27年9月15日と明確に記載されており、訂正等の形跡もうかがわれない。

なお、申立人が勤務していたと主張しているもう一方の株式会社CについてD株式会社は、「株式会社C及び申立人に関する情報は一切無く、回答できない。」と供述しているほか、同社の複数の同僚からも、申立人が同社に勤務していたとする供述は得られなかった上、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に係る「健康保険の番号」に欠番も無い。

- 3 申立期間③については、申立人は、A株式会社に勤務していたと主張しているが、A株式会社は、「申立期間③については当時の資料が無く、申立人の勤務状況、資格得喪の届出、社会保険料の控除及び納付等については不明である。」と供述しており、同社の複数の同僚に照会するも、申立人が同社に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和55年2月1日と明確に記載され訂正等の形跡はうかがわれない上、申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

- 4 このほか、申立期間①のうち昭和27年9月15日から28年12月1日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていた

ことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち昭和 27 年 9 月 15 日から 28 年 12 月 1 日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月25日に係る標準賞与額については、5万円、同年12月10日に係る標準賞与額については、6万円、16年7月23日に係る標準賞与額については、6万円、同年12月10日に係る標準賞与額については、3万円、17年7月25日に係る標準賞与額については、4万9,000円、同年12月9日に係る標準賞与額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月9日

A株式会社における平成15年7月から17年12月までの期間の賞与支給額について、私が同社から受領した賞与支払明細書においては厚生年金保険料が控除されているが、私の被保険者記録ではこの期間の賞与の記録が無いので、申立期間の私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年7月から17年12月までの期間の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月25日は5万円、同年12月10日は6万円、16年7月23日は6万円、同年12月10日は3万円、17年7月25日は4万9,000円、同年12月9日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出して保険料を納付したと思うとしているが、当時の資料が無いため届出を行ったか否かについては不明としていることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年10月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月30日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から20年4月頃まで

国民学校の高等科を卒業後、親族に勧められ昭和18年10月からA社に勤務したが、20年*月*日の空襲の後には、世間全体が混乱状態になり、会社へは入社しなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿では確認できないものの、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の資格取得日を昭和18年10月1日とするA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。この記録について、年金事務所は、申立人のものであると認めている。

また、申立人は、「父と兄が勤めていたA社に昭和18年10月からB員として勤務したが、20年*月*日の空襲の後には、世間全体が混乱状態になり、会社へは入社しなかった。」と供述しているところ、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の父と兄の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「兄は空襲の前に招集されており、父は空襲の前日

までは勤務していたが、空襲の後は入社しなかった。」と供述しているところ、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載のある申立人の父と兄を含む5人全員が昭和20年4月30日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年10月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人の同僚5人全員が資格を喪失した20年4月30日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和18年10月から20年3月までは30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

私は、株式会社Aに平成6年4月から9年5月31日まで勤務した。厚生年金基金加入員証で確認できるように、私の同社での資格喪失年月日は9年6月1日で加入月数が38か月であるところ、日本年金機構からの通知では同年5月31日に資格喪失し、加入月数が37か月となっている。厚生年金基金加入員証にあるように資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所は、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の被保険者期間について、被保険者総合照会から平成6年4月1日から9年5月31日までと回答していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

また、事業所から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書、健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は当初、平成9年5月31日となっているところ、厚生年金基金加入員資格喪失通知書のみ同年6月24日付けで、同年6月1日に訂正されていることが確認できる上、株式会社Aの加入しているB基金（現在は、C基金）が保管する、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の資格喪失年月日は9年6月1日であることが確認でき

る。

さらに、申立人が所持する厚生年金基金退職一時金裁定通知書の計算基礎となる加入月数は 38 か月（加算適用開始年月日平成 6 年 4 月 1 日、加算適用終了年月日 9 年 6 月 1 日）であることが確認できる。

加えて、株式会社 A は、申立人の平成 9 年 5 月の保険料控除について、「月末まで在籍した者には保険料を控除していることから、申立人の給与から保険料を控除した。厚生年金基金の保険料だけ控除して健康保険及び厚生年金保険の保険料を控除しないということはない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C 基金から提出された厚生年金基金加入員台帳により確認できる標準報酬月額から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日の記入ミスを認めているところ、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合へ訂正の届出を行ったかは記憶に無いとしているが、事業所から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は共に平成 9 年 5 月 31 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月21日まで

ねんきん特別便によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年2月21日となっているが、同年3月20日まで勤務しており、被保険者期間が1か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する退職辞令から判断すると、申立人が、昭和52年3月20日までA株式会社に勤務していたものと認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続している複数の同僚の供述から、申立人は、昭和44年3月にA株式会社に入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、52年3月20日まで勤務していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る昭和 52 年 1 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 株式会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年6月30日は45万円、19年5月30日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月30日
② 平成19年5月

ねんきん定期便によると、申立期間において、株式会社A（現在は、株式会社B）から支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支給明細書から、申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②については、事業主からの回答により平成19年5月30日とすることが妥当である。

さらに、申立人の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、申立期間①は45万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年9月1日から40年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を40年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から40年4月1日まで
昭和39年2月下旬に有限会社A（以下「A」という。）に入社したが、試用期間が3か月ほどあった。兄弟会社の有限会社B（以下「B」という。）への応援要請があり、両社間を行ったり来たりして勤務した。40年に入りBに異動して1か月ほど勤務したのち同年5月に退職した。しかし、厚生年金保険の加入記録は39年7月1日から同年9月1日までとなっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、AとBに継続して勤務していた当時部長の同僚Cは、「申立人は、昭和39年2月頃から40年2月頃までAで勤務し、継続してBに異動して間もなく退職した。」と供述していることから、申立人は、申立期間に当初Aに勤務し、その後Bに異動して、この間継続勤務していることがうかがわれる。

また、AとBは、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、事業主が同一でその息子の兄がAの、弟がBの社長をしており、また、複数の同僚が両事業所は同一会社も同然だったと供述していることから、両事業所は関連企業であると認められる上、申立人と同様の業務に

従事していた同僚のほとんどにおいてAからBに空白無く被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人は、異動している同僚の供述も踏まえて、関連企業内の異動であったと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚が申立人はBに勤務していたと供述していることから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、Aに昭和 40 年 2 月末まで継続勤務し、申立期間のうち 39 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B施設における資格取得日に係る記録を昭和47年12月21日に、資格喪失日に係る記録を48年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月21日から48年10月17日まで

昭和47年1月にA株式会社C施設に入社した後、系列のD施設が同年12月にオープンし、そこでE主任になるとのことで、オープンするまでの期間をF施設で同年8月から同年12月まで主任見習という形で働き、その後、D施設が同年12月にオープンすると同時にE主任として異動して勤務したが、そこでの厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、D施設に勤務していたと供述している複数の同僚が、申立人の同施設におけるEとしての勤務を供述しており、同施設の店長であった上司が、「申立人の勤務期間は、昭和47年12月から48年10月頃までである。」と供述していることから、申立人が申立期間に同施設に勤務していたことが認められる。

一方、D施設は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるものの、同施設で申立期間に勤務していたと供述している前述の上司及び多数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、同施設での被保険者としてではなく、近くにあった系列のB施設における厚生年金保険被保険者として記録されていることが確認できる。

また、「D施設で経理を担当し、給与計算、決算書作成等の事務を一人でやっていた。」と供述している同僚が、「D施設の全員が正社員又は準社員であり、厚生年金保険に加入していて、給与計算時に全員から保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前のF施設における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、確認できる関連資料が無く不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月から48年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで

A社B支社に勤務していた期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が、手元に残っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と違っているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を超える報酬月額（昭和 56 年 4 月及び同年 5 月は 28 万 790 円、同年 6 月は 35 万 3,790 円、同年 7 月及び同年 8 月は 29 万 8,340 円、同年 9 月は 31 万 8,690 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,840円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本も見当たらないため事業主等の証言が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年4月を22万円、57年4月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年9月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで
③ 昭和56年4月から同年9月まで
④ 昭和57年4月から同年6月まで
⑤ 昭和60年4月から同年6月まで
⑥ 昭和61年4月から同年9月まで
⑦ 昭和63年4月から同年6月まで
⑧ 平成3年4月から同年6月まで
⑨ 平成6年5月から同年7月まで

私は、昭和51年3月からA株式会社に勤務しており、申立期間中に昇給した場合は、月額変更時から、定時決定後は10月から新たな標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されるのが正しいと思うが、当事業所においては、4月から高い保険料で徴収されていた。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち昭和56年4月及び申立期間④のうち57年4月については、申立人が保管するA株式会社の給与明細書により、申立人が当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により確認できる標準報酬月額（20万円及び22万円）を超える報酬月額（21万7,000円及び

26万9,000円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(22万円及び26万円)に見合う厚生年金保険料(1万1,600円及び1万3,780円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③のうち昭和56年4月及び申立期間④のうち57年4月に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円及び26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、②、申立期間③のうち昭和56年5月から同年9月までの期間、申立期間④のうち57年5月から同年6月までの期間、申立期間⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書が無い上、所在を確認できた元同僚からも、同主張を確認できる資料が得られず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成4年11月から5年8月までの期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年9月13日まで
株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、平成4年11月1日から5年9月13日まで30万円の記録になっているが、同社に勤務していた期間の標準報酬月額は、入社時から41万円で変わらなかった。申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年9月13日）の後の同年10月5日付けで、申立人を含む8人の被保険者の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間の標準報酬月額が30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主は、「社会保険関係の届出は、事業主及び総務担当者が行っていた。また、平成5年当時、資金繰りに苦勞して社会保険料を滞納していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「同社においては営業担当であった。専務からの指示で社会保険事務所に保険料の納付について連絡に行ったことはあるが、その後どのような処理が行われたのかは分からない。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務についての権限は無く、標準報酬月額

の減額訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A会、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和21年3月3日、資格喪失日に係る記録を22年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を21年3月から22年1月までの期間は120円に、同年2月から同年4月までの期間は210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から22年5月まで

終戦翌年の昭和21年3月にB株式会社（現在は、株式会社C）に入社し、社命により、同月から22年5月までの間、船舶名「D船」にE員として乗船勤務したが、この間の船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、B株式会社の後継会社である株式会社Cが提出した申立人に係るA会の「船員保険被保険者票」により、申立人が申立期間において「D船」に乗船していたことが確認できる。

また、当該船員保険被保険者票によると、申立人はA会において、船員保険被保険者資格を昭和21年3月3日に取得し、22年5月16日に喪失していることが確認できる。

さらに、F課保管の「G表」によると、「D船」の所属社名はB株式会社であることが確認できる上、株式会社Cでは、申立人の申立期間において、申立人と同姓同名、生年月日が同一の船員は勤務していなかった旨供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者票の被保険者記録から、昭和21年3月から22年1月までの期間は120円、同年2月から同年4月までの期間は210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和21年3月から22年4月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が 47 万円から 6 万 8,000 円に引き下げられていた。申立期間当時は経営も順調で、給与明細書からも引き下げた記録は見当たらない。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書に記載されている厚生年金保険料から、申立期間の標準報酬月額は47万円であったことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は6万8,000円の記録となっているが、申立人は、昭和61年5月1日に厚生年金保険月額変更の手続により標準報酬月額が44万円から47万円（最高等級）に随時改定されており、その後、同年10月1日から31級下の等級の6万8,000円の定時決定が行われ（同年8月提出）、また、62年10月1日には前年の定時決定前と同額の標準報酬月額47万円（最高等級）の定時決定が行われている。これらの記録を前提とすると、61年8月の定時決定届出時において61年10月1日からの標準報酬月額を6万8,000円とする旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、元同僚については、その源泉徴収簿に記載されているオンライン記録の厚生年金保険料の標準報酬月額と会社が算出した標準報酬月額とが一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円とする旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和44年3月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 20 日から 45 年 3 月 20 日まで
学校を卒業した昭和 44 年 3 月から A 組合に勤務したにもかかわらず、日本年金機構の記録では 1 年後の 45 年 3 月 20 日からしか記録が無い。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A 組合において昭和45年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、昭和45年4月28日付けで、資格取得日を44年4月1日から45年3月20日に訂正している記録が確認できる。

また、同原票では、昭和44年7月11日付けで、資格取得時（当初の44年4月1日）の標準報酬月額を2万2,000円から2万6,000円に訂正している記録、同年10月1日付けの定時決定の記録も確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の記号番号は、当初、昭和44年4月1日に申立事業所における資格を取得した際に新たに払い出されていたが、45年4月28日付けで、資格取得日を44年3月20日に訂正していることが確認できる。

これらのことについて、B 年金事務所は、「健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日を昭和44年3月20日に訂正すべきところ、誤って45年3月20日と記入したものである。」と回答している。

また、申立人は、「正式な入社日は4月1日に間違いないが、学校卒業後の3月も1週間ほど勤務した。給与は日給制で受け取った。」と供述しており、その供述は、同僚の供述とも一致している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が申立人について、昭和45年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該取得処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における資格取得日の記録から、44年3月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月30日から同年9月1日まで
② 昭和53年10月から54年7月まで

私は、昭和29年8月に株式会社AのD支店からC支店に転勤したが、D支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月30日とされ、C支店での同資格の取得日が同年9月1日とされたため、同年8月の被保険者としての記録が無い。

昭和29年8月について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、株式会社AのE支店に昭和51年5月6日から60年11月5日まで勤めたが、途中の53年10月から54年7月までの標準報酬月額が32万円から30万円に下がっている。

株式会社Aに勤めている間、給料が下がった記憶は無いので、申立期間②の標準報酬月額を32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Bから提出のあった申立人の「職歴」の記録、事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間①において株式会社Aに継続して勤務し（昭和29年8月30日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和29年9月の健康

保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和51年5月から60年11月まで株式会社A（以下「同社」という。）E支店に勤務しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、52年10月の定時決定において32万円とされていた申立人の標準報酬月額が、53年10月の定時決定では30万円とされており、申立人は、「同社に勤務している間、給料が下がったことは無かったのでこの期間だけ標準報酬月額が下がったことに対して疑問がある。」としている。

しかしながら、当時、同社E支店に勤務していた同僚の一人は、「給料本体が下がるということは無いが、当時は厳しい時代で、定時退社を奨励して残業手当を減らした時だったので、給料の手取額が下がったのではないか。」と述べているとともに、申立人も「当時総務業務に従事し、定時の業務終了が勧められていた。時間外手当が標準報酬の中に含まれれば、給料の減少もあると思う。」と述べており、厚生年金保険法では、標準報酬月額の定時決定の基礎となる報酬には残業手当が含まれることから、申立人の標準報酬月額の減額は、残業手当の減少に伴うものと考えられる。

なお、昭和53年10月に同社E支店に在籍が確認できる同僚40人のオンライン記録を確認すると、申立人を含め11人について、申立人と同じ期間に標準報酬月額が減少していることが認められる。

また、F基金の記録では、申立人の当該期間の標準給与は30万円と記録されていることが確認できるとともに、当該基金の担当者は、「申立期間②当時の厚生年金保険と厚生年金基金の届出用紙は複写式であった。」と述べていることから、事業主の社会保険事務所への届出についても当該期間の標準報酬月額は30万円であったと認められる。

このほか、申立期間②において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社B工場における資格喪失日が昭和40年3月30日になっており、次の同社C工場における資格取得日が同年4月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

B工場からC工場に転勤しただけで会社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立人と一緒にA株式会社B工場から同社C工場に転勤したとしている同僚から提出された申立期間に係る給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、この

ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日
社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における平成16年12月の賞与の届出に基づく記録が無いが、申立期間も同社から賞与が支給されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成16年12月分の賞与支払明細書（控）及び「平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書（控）における保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日
社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における平成16年12月の賞与の届出に基づく記録が無いが、申立期間も同社から賞与が支給されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成16年12月分の賞与支払明細書（控）及び「平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書（控）における保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日
社会保険庁(当時)の記録によれば、A株式会社における平成16年12月の賞与の届出に基づく記録が無いが、申立期間も同社から賞与が支給されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成16年12月分の賞与支払明細書(控)及び「平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書(控)における保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社に合併）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年2月1日まで
昭和25年4月にA株式会社に入社して以来、平成7年に退社するまで同社に継続して勤務したが、昭和25年12月及び26年1月については厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当時の給与明細書もあるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間にA株式会社に勤務し、26年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和26年1月の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は、当時の資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年1月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、25年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として25年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成10年11月から12年9月までを15万円、同年10月から13年9月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年10月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における平成10年11月から13年9月までの標準報酬月額が実際の給与よりずっと低い9万8,000円となっている。調査の上、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給与明細書により、申立人は、平成10年11月から11年12月までの期間及び12年2月から同年9月までの期間は15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が、同年10月から13年9月までの期間は19万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。また、申立人は、12年1月分の給与明細書を紛失していることから、同月の厚生年金保険料は確認できないものの、申立人が所持する平成12年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料

の金額から同月の厚生年金保険料を算出したところ、標準報酬月額 15 万円に相当する保険料が控除されていたことが推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、平成 10 年 11 月から 12 年 9 月までの期間は 15 万円、同年 10 月から 13 年 9 月までの期間は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成 10 年 11 月から 13 年 9 月までの申立期間の全期間にわたり一致していない上、事業主は、10 年 11 月から全従業員について標準報酬月額を 9 万 8,000 円とした届出を行ったことを認めているところ、社会保険事務所のオンライン記録でも、11 年 1 月以降在籍した A 株式会社の被保険者 32 人のうち、1 日のみ在籍した一人を除いた 31 人に係る標準報酬月額が全て 9 万 8,000 円とされているのが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から56年9月まで

昭和55年9月に結婚した後、私の夫は、私が国民年金に未加入であることを知り、長女が産まれた後の56年7月又は同年8月にA区役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際に、20歳まで遡って保険料を納付した方が年金受給時に満額の金額を受け取れるという職員の説明を受け、20歳まで遡って納付することにした。申立期間の保険料の納付については、一括だと多額のため、7回又は8回に分割した納付書を発行してもらい、1回目は56年7月又は同年8月に10万円を納付し、2回目以降は現年度の保険料も含め1回に7万円又は8万円を金融機関において夫が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長女が産まれた後の昭和56年7月又は同年8月に申立人の国民年金の加入手続をその夫がA区役所B出張所で行い、20歳まで遡った国民年金保険料について、7回又は8回に分割した納付書を発行してもらい、1回目は56年7月又は同年8月に10万円を納付し、2回目以降は現年度の保険料も含め1回に7万円又は8万円を金融機関において申立人の夫が納付したとしているが、当時の保険料額と申立人の申述している保険料額とは大きく相違する上、申立人が保険料を納付したとする56年7月頃の時点では、申立期間のうち、50年6月から54年3月までの期間の保険料は、制度上時効により納付できず、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の

資格取得時期から昭和 58 年 10 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付することはできない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A 区が 76 か月と長期間にわたり申立期間の納付記録を継続して誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年5月までの期間及び平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から49年5月まで
② 平成3年4月

申立期間①について、私が大学院在学中の昭和49年6月に、母が双子の弟の分とともに私の国民年金任意加入手続を行った。その後、母が20歳まで遡って任意加入から強制加入への種別変更手続をするとともに、過去の保険料を20歳まで遡ってまとめて納付した。

母が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを記載した姉のメモが存在し、また、国民年金手帳の資格取得欄が「昭和49年6月5日任」から「昭和43年*月*日 強」に訂正されているのは、20歳まで遡って保険料を納付した証拠であり、単に資格取得日及び種別だけを訂正したとは考えられない。

申立期間②については、A社を辞めた後、2年ほどたった時にB市役所（現在は、C市役所）で過去の国民年金保険料2年間分を遡ってまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、大学院在学中の昭和49年6月にその母が国民年金任意加入手続をし、その後、その母が20歳まで遡って任意加入被保険者から強制加入被保険者に種別変更手続をするとともに、過去の保険料を20歳まで遡りまとめて納付したとしており、このことをその母が話し、その姉が書き取ったメモを所持しているとしている。しかしながら、種別変更手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたとするその母は高齢のため、当時の状況を聴取することはできず、申立人

自身は、申立期間①の種別変更手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間①の種別変更手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 49 年 6 月に払い出されたと推認され、申立人の所持する国民年金手帳には「昭和 49 年 6 月 14 日発行」と記載されていることから、申立人の申述のとおり 49 年 6 月に加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の「資格取得」欄の「昭和 49 年 6 月 5 日 任」が「昭和 43 年 * 月 * 日 強」に変更されていることが確認できるが、申立人は、申立期間①中は大学生と大学院生であったとしており、そうであるならば、43 年 11 月当時は任意加入被保険者となるが、どのような経緯によりそれが変更されたのかは確認できない。

加えて、申立人の所持する 2 通のメモのうちの 1 通には「49 年 6 月以前の 43 年 11 月から 49 年 5 月までの未払い分を、51 年 10 月 22 日に全額支払ったので、43 年 * 月 * 日からの資格取得となり、訂正印を押す『これによって 20 才からの加入になる』と担当者が説明してくれる。」と記載されているが、国民年金保険料を納付したとする昭和 51 年 10 月 22 日の時点では、申立期間①は時効により制度上保険料を納付できない期間であり、特例納付期間外なので、当該メモに記載されている内容は、当時の取扱いと符合しない。また、もう 1 通のメモには「49 年 6 月 5 日に加入したけれど、51 年 10 月 22 日に任～強にかえたので 43 年 * 月 * 日に加入した事になったが、実際にお金を払ったのは、49 年 6 月●で、何年後かに、さかのぼって払えるという時に(強)になっているので、その時には、43 年～払った事になるのでそうすると 20 歳の時に入った事になる。」と記載されている(●は読みとれない箇所)が、申立期間①の保険料納付に関する記述は無い。

2 申立期間②について、申立人は、A 社を平成 3 年 3 月に退職し 2 年ほどたった時に、B 市役所で 3 年 4 月まで遡って 2 年間分の国民年金保険料を納付したと断言しているが、オンライン記録により申立期間②直後の 3 年 5 月から 4 年 3 月までの保険料を 5 年 6 月 30 日に過年度納付していることが確認できること、この時点で遡って納付が可能であったのは 3 年 5 月までの保険料であることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかつたと推認される。

3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月

私は、5 年間加入していた厚生年金保険に続くようにするために昭和 57 年 6 月に A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、3 か月分の保険料を納付し領収書もあるのに申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月に A 区役所の窓口で国民年金加入の手続を行い、その時に 3 か月分の保険料を納付し領収書も保管しているとしているが、申立人が提出した 57 年 6 月 22 日の出納済印が押された「国民年金保険料納付書・領収証書」には、「納期限」、「昭和 57 年 6 月末日」、「1 期分」、「¥5,220」と記載されており、この金額は当時の 1 か月分の保険料額であり、申立人が納付したと主張する 3 か月分の保険料額とは相違する。

また、申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日昭和 57 年 6 月 22 日」と、B 市の「国民年金被保険者名簿」の種別欄には任意加入を意味する「2」と、資格取得欄には「57.06.22」とそれぞれ記載されていることから、申立人は 57 年 6 月 22 日に国民年金に加入したと推認され、申立期間は任意加入の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3982 (事案 3461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで

私は、昭和 26 年から A 区の B 店に住み込みで働いていた。

国民年金制度開始に伴い、店主が加入手続をしてくれ、保険料は給与からの天引きにより、店主が納付してくれていた。

C 市 (現在は、D 市) で独立するため昭和 38 年に同店を退職した時に、同店の店主からそれまでの国民年金手帳を受け取り、同市役所で国民年金の手続を行ったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする B 店の店主は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間については、国民年金制度開始に伴いその店主が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 6 月から同年 7 月頃までに払い出されたと推認され、申立期間は未加入期間で制度上国民年金保険料は納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 28 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに際し、新たな証拠や証言を提出せずに当委員会から通知のあった「委員会の判断の理由」に納得できないとして再申立てを行っているが、当委員会において申立人の国民年金手帳記号番号について再度調査をしたものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな資料や事情は認められないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成2年9月までの期間及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から平成2年9月まで
② 平成3年1月

会社を退職した昭和57年12月頃、当時住んでいたA区で区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。保険料は夫婦の分を一緒に、ほとんどの場合前納で近所の金融機関に納付していたと記憶している。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、会社を退職した昭和57年12月頃、当時住んでいたA区で区役所に行き国民年金の加入手続を行い、保険料は既に国民年金に加入していたその夫の分と一緒に金融機関において前納で納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成4年10月か同年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①は94か月と長期間である上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、前述のとおり国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てており、オンライン記録によると、申立期間②の保険料は平成5年3月23日に納付した記録となっているが、これについては、時効を超えた納付を理由として同年3月25日に還付処理されている記録となっており、また、還付対象期間（3年1月）及び還付金額（8,400円）についての還付決議日（5年3月25日）が明確に記載されており、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは認められない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和58年9月から61年3月までの期間が未加入となっているが、主人の扶養になっていたので主人の給与から差し引かれていた。申立期間中に住所を移動したが、主人の勤務先、勤務状況、勤務処遇等に変化が無いので、その間未納であるはずはない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金被保険者資格について、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和58年9月15日に任意加入被保険者資格の喪失が確認でき、かつ、特殊台帳の納付記録欄の昭和58年度9月の欄には喪失の「喪」のスタンプが押されていることから、申立人が国民年金被保険者資格の喪失届出を行ったと推認でき、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料は制度上納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫の給与から差し引かれていたと主張しているが、厚生年金保険料や健康保険料などは、それぞれの法律に基づいて事業主が報酬から保険料を控除して納付することとされているが、申立期間当時、国民年金保険料は国民年金被保険者自身が納付することとされており、事業主が申立人の夫の報酬から保険料を控除することは無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで

私は、昭和47年9月に会社を辞め、兄が経営する店に勤めた。兄の店は厚生年金保険に加入していなかったが国民年金には加入しなかった。

市役所から国民年金保険料納付の請求が来たので、義姉が市役所で加入手続を行い、会社を辞めた時まで遡って10万円くらいの保険料を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその義姉は、遡って納付したとする期間に時効により保険料を納付できない期間を含めている上、納付したとする金額も申立期間の納付に必要な保険料額と異なっているなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年4月まで

私は、昭和40年6月にA社B支店を退職後、すぐにC市に転居しC市役所へ出向き、国民年金及び国民健康保険の加入手続をした。加入手続後、国民年金保険料納付書が届いたかは定かではないが、何度かC市役所又は自宅近くの郵便局に保険料の納付に行ったことは覚えている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月頃、C市役所へ行って国民年金の加入手続を行い、その後保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から45年1月頃に払い出されたと推認でき、申立人は国民年金被保険者資格を44年12月20日に取得していることが特殊台帳において確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上保険料を納付することができない上、申立人は申立期間当時、国民年金手帳の交付は受けていないとしているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付は印紙検認による納付方式であったが、申立人は、当該納付方式を覚えていないなど、保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から55年2月まで

A市役所で妻が私の国民年金の加入手続をする時、何年間か空白の期間があったので、その分を払わないと加入できないと言われ金額は覚えていないが当時としては大金を納付して加入した。

納めたはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその妻は加入時期や納付した保険料額を記憶していないなど、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、その妻がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行う際、未納分の保険料を払わなければ加入できないと言われ、当時としては大金を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出状況から昭和56年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料は納付できない上、交付された年金手帳は現在所持する手帳のみとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の納付記録を見ると35歳到達時の昭和55年*月から300月間納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が56年2月であることを考えると、加入手続時点で老齢年金の受給権を充足させるための期間まで遡って保険料を一括納付したと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から17年3月まで

私は、申立期間当時、A国の大学に海外留学していたので、父がB市役所で国民年金保険料学生納付特例の申請手続きをしてくれた。

申立期間が学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時はA国の大学に海外留学していたので、その父がB市役所で国民年金保険料学生納付特例の申請手続きをしてくれたとしている。しかしながら、B市の記録によると、申立人の父は、平成16年3月に申立人が海外へ転出しているため納付書等の送付を停止するようB市に依頼しており、納付書が送付されていた16年3月までは学生納付特例は申請されていなかったと推認される上、当時は、学生納付特例の申請は申請月の前月からしか認められなかったことから、その時点では、申立期間のうち14年7月から16年1月までは遡って申請することができない。

また、学生納付特例制度は、基本的に国内の学校を対象としており、海外大学に対しては適用されない。

さらに、申立人の父が、申立期間について、学生納付特例の承認を受けたこと、及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から同年12月まで

ねんきん特別便の資料で自分の年金記録を確認したところ、昭和54年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を前納していたが、54年9月から厚生年金保険に加入したため、前納した上記期間のうち申立期間の保険料が重複納付となっていることに気が付いた。申立期間の保険料が還付された記憶は無く、請求した記憶も無い。54年1月から同年12月までの保険料を前納したことを証明する領収証書があるのに重複した申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を前納していたところ、54年9月から厚生年金保険に加入したため、前納した上記期間のうち申立期間の保険料が重複納付となっているが、申立期間の保険料が還付されていないとしている。しかしながら、申立人所持の領収証書により申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該期間の還付については、A区の「過誤納整理簿」に申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名及び生年月日が正確に記載されているとともに、金額欄に「13,110」、還付事由欄に「54.9～54.12」、決定年月日欄に「55.3.7」及び支払年月日欄に「55.4.9」とそれぞれ記載されており、還付金額を含めそれらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、A区の「還付・充当・死亡一時金等リスト」には、申立期間の保険料の還付について、還付対象月である「5409」及び「5412」、還付金額である「13110」及び決定年月日である「550307」とそれぞれ記載されており、それらは上記の「過誤納整理簿」の記録と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 2 年 2 月まで

申立期間当時、私は学生であったが、母に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続をして母からもらったお金で国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続をして母からもらったお金で国民年金保険料をまとめて納付したと申述している。しかしながら、申立人及びその母の申立人に係る国民年金の加入時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付期間に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成 4 年 10 月 21 日と記載されていること、また、オンライン記録にも申立人の資格取得日は同じく 4 年 10 月 21 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が昭和 60 年に結婚した頃、外国籍でも国民年金に加入できることを知り、同年 9 月頃、A 区役所に加入手続をするために出向き、その際、窓口の職員から過去 3 年分の国民年金保険料を納付しなければ加入できないと言われたため、翌日、銀行口座から預金 30 万円を引き出し、同日に A 区役所で過去 3 年分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年に結婚した頃、外国籍でも国民年金に加入できることを知り、同年 9 月頃、A 区役所に国民年金の加入手続をするために出向き、その際、窓口の職員から過去 3 年分の国民年金保険料を納付しなければ加入できないと言われたため、翌日、銀行口座から預金 30 万円を引き出し、同日 A 区役所で 3 年分の保険料を一括で納付したと申述している。しかしながら、一方で申立人は国民年金に加入したのは申立人が 38 歳の頃（62 年*月頃）かもしれないと申述しており、申立期間の国民年金加入状況が判然としない上、申立人は納付した国民年金保険料額について、月 8,000 円で合計 28 万 8,000 円であると申述しているが、申立期間の国民年金保険料合計額は 21 万 6,360 円であり申立人の申述と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 63 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立

人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年2月まで

私は、20歳になった平成5年*月に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、また、その際に免除の申請書と学生証のコピーを提出して、申立期間の免除の承認を受けた。申立期間が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成5年*月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に免除の申請書と学生証のコピーを提出して、申立期間の免除の承認を受けたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、6年4月頃又は同年5月頃に払い出されたと推認され、また、オンライン記録によると、申立期間直後の6年3月から7年3月までの期間は、免除と記録されており、その免除申請年月日は6年4月27日となっており、この時期は、上記の国民年金手帳記号番号払出時期とほぼ一致することから、申立人はこの時期に国民年金加入手続及び免除申請を行ったものと推認される。そして、この国民年金手帳記号番号が払い出された6年4月頃又は同年5月頃の時点では、制度上、申立期間に遡って免除の承認を受けることはできない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除の承認を受けたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 28 日から 63 年 1 月 5 日まで
A株式会社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 63 年 1 月 5 日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA株式会社の永年感謝状、同社提出の社員カード及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A株式会社では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る届出書は保存されていないが、同社保管の健康保険の被扶養者調書（平成 13 年 10 月末現在）に、健康保険の被保険者資格取得日は昭和 63 年 1 月 5 日と記載されているので、厚生年金保険の資格取得日も同日で届け出ていると回答している上、同社が加入していたB組合では、適用台帳において、申立人の健康保険の資格取得日は同日となっており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は複写式で、事業所から同組合に同届出書が提出されると、同組合から社会保険事務所（当時）に提出していたとしている。

また、A株式会社では、前述のとおり、厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 63 年 1 月 5 日で届け出ているので、特段の資料は無いが、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していないとしている上、同僚からも事業主による申立人の保険料の控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 30 日から 60 年 6 月 24 日まで
昭和 59 年 4 月 2 日に A 株式会社に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の雇用保険の被保険者記録によると、A 株式会社における離職日が昭和 59 年 8 月 10 日で、60 年 2 月 1 日に別の事業所で被保険者資格を取得している上、事業主提出の退職願（申立人の氏名、「9.10」との受付印が有る）には「59 年 9 月 10 日」との記載がある。

また、オンライン記録によると、A 株式会社は昭和 59 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、61 年 4 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間における厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、B 年金事務所において確認された適用事業所名簿においても、オンライン記録と同様となっている。

さらに、A 株式会社では、業績悪化のため、一時厚生年金保険から脱退していた時期があり、この期間の厚生年金保険料を給与から控除していないとしている上、複数の同僚からも厚生年金保険に加入していなかった時期があり、その間は給与から保険料を控除されていなかったと思うとの供述が得られた。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 18 日から 11 年 11 月 1 日まで
私は、A株式会社と和解をし、和解調書に記載のとおり、平成 11 年 10 月 31 日まで同社に雇用されていたことは認められている。しかし、厚生年金保険は 9 年 3 月 18 日から 11 年 11 月 1 日までの期間の資格記録が欠落している。1 日も早く、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張するとおり、申立人とA株式会社との雇用契約の終了時期は、B裁判所の和解調書から、平成 11 年 10 月 31 日であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険受給資格者証において、A株式会社を平成 9 年 3 月 17 日に離職し、同年 4 月から基本手当 180 日の認定を受けたことが確認できる。

また、申立人の勤務期間について照会した同僚 8 人のうち回答のあった二人は、それぞれ「Cさんは、平成 9 年 3 月 18 日までは勤務をしていた。」、「C氏の申立期間に勤務の実態は無い。」と供述している。

さらに、A株式会社は、「係争中の期間は仮処分命令に基づき仮払い賃金を支払ったが、C氏の就業は無く、厚生年金保険等社会保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月から41年9月まで

厚生年金を受給しているが、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、受け取っていた報酬額と比べて大きく低額になっている。

私の厚生年金保険の標準報酬月額を、会社と社会保険庁（当時）が根拠も無く訂正したのに知らされておらず、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、受け取っていた報酬額と比べて大きく低額となっているのは納得できないと申し立てている。

しかしながら、B株式会社の現在の事業主は、「A株式会社当時の人事記録等は保存されておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、同僚5人に照会し、回答のあった3人は「期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時C担当であった。」と供述している上、3人のうち、一人は「申立人と自分は、販売額の20%を報酬として受け取るという内容の契約を結んでおり、申立期間当時の報酬は重役の給与額より多額の報酬を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額よりも低額で届出していることを申立人も承知していたはずだ。」と供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月頃から 50 年 3 月頃まで
昭和 35 年 4 月に A 区の B 社 (49 年 4 月に、有限会社 C に名称変更) に入社したが、同社は 5 年ほどで工場を広げるために D 市に移転し、その後 10 年を経過した頃、親族だけで会社を運営していくとのことで、解雇された。最後の 1 か月分の給料を渡されただけで、何の準備金も無く、退職金も出してくれなかった。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで有限会社 C に勤務していたことが認められ、また、申立事業所の元事業主の妻及び同僚は、申立人が申立期間当時、B 社に勤務していたと供述している。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B 社及び有限会社 C は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、取締役だった事業主の妻は、「会社が厚生年金保険に加入したことは無く、私も国民年金に加入していた。保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、申立人の同僚の一人は、「会社は雇用保険に加入していたが、厚生年金保険と健康保険には加入していなかった。自分は昭和 36 年 4 月から国民年金に加入した。」と供述し、ほかの一人も同様の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月 1 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 営業所から同社 D 工場へ転勤し、その後 46 年 5 月 1 日に同社 D 工場から同社 E 工場へ転勤し、51 年 5 月 1 日まで勤務したが、それぞれの転勤時に標準報酬月額が下がっており、申立期間の標準報酬月額が給与の額に比べて低いので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、申立人と同様に、同社内における転勤の際に標準報酬月額が下がっているものの、転勤後の直近の定時決定や随時改定において標準報酬月額が上がっていることが確認できる。これについて、同社は、転勤による資格取得時には固定的賃金のみを報酬月額として届け出ていたためではないかと供述している。

また、複数の同僚は、当時の標準報酬月額や保険料控除額について疑問を感じたことは無いと供述しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票においても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、申立人は、当時の給与からの厚生年金保険料の控除について、具体的な金額は記憶に無いが、社会保険庁（当時）の記録に基づき保険料を控除されていたと思うと供述している。

加えて、事業主は、保存期間を経過しているため当時の書類も無く、社

会保険に関する届出、保険料控除及び納付については不明としており、F組合（当時はG組合）においても、当時の書類等は無く確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月頃から 37 年 5 月頃まで
年金事務所の被保険者記録照会回答票によると、昭和 36 年 4 月頃から 37 年 5 月頃まで勤務した被保険者期間の記録が漏れている。その頃はA地にあったB店に勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA地に所在していた「B店」（以後正しい社名である「株式会社C」という。）に勤務していたと主張しており、同事業所の退職後に就職したDに提出した履歴書の前歴及び申立人が記憶していた当時の事業主や店長の氏名が同社の商業登記簿謄本に確認できることから、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、株式会社Cでは、「申立期間当時は個人事業所であって、社会保険には加入していなかった。従業員には国民年金及び国民健康保険に加入するよう求めており、現在においても厚生年金保険には加入していない。」と供述している上、申立人については、「当時の関係資料が無いため勤務していたのかも確認できない。」と供述している。

また、厚生年金保険法では、個人事業の場合、製造業、建設業、物品販売業等の業種について、常時5人以上の従業員を使用する事業所を厚生年金保険の強制適用事業所としているが、これら以外の業種であるサービス業等に係る事業所は任意で加入することができるとされているところ、「E」及び「C」について適用事業所名簿を検索したが、当時の株式会社Cは個人事業所でサービス業であったことから、該当する事業所を確認できないとともに、法人化された現在においても見当たらず、同社は申立期

間当時から現在に至るまで適用事業所となっていないことが確認できる。

なお、申立期間当時に株式会社CのB店に勤務していたと申立人が供述した同僚及び商業登記簿謄本に記載のある複数の役員について、厚生年金保険又は国民年金の記録を確認するため、当該同僚等の氏名検索を行ったが該当者を把握することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 28 日から 39 年 6 月 26 日まで
厚生年金加入記録のお知らせにより、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 35 年 5 月 1 日から 44 年 10 月 8 日まで有限会社 A (現在は、株式会社 B) に継続して勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一時期に、申立人と一緒に有限会社 A に勤務していた申立人の妻の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、有限会社 A において厚生年金保険被保険者であった者の被保険者記録を調査したところ、申立人を除く 5 人の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、同社の事業主は、当時、一部の従業員について、一時期厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

なお、申立人が同僚照会しないでほしいと申出しているため、当時、申立人同様に被保険者期間が欠落しているこれらの従業員に係る供述を得ることができない。

また、申立事業所の株式会社 B に照会したところ、申立期間当時の関係する資料等は一切保管していないため、申立人が同社に在籍していたことについても不明との回答であり、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚

生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和39年6月21日であり、申立期間のほとんどの期間に雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで
両親の仕事の関係で女学校を卒業してからA地を経てB地に渡り、昭和 17 年 8 月にC株式会社D所E事務所に入社し、会社が終戦で解散となるまで勤務した。配属はF課で、G員として働いた。このためH業務をしたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、女子が厚生年金保険に加入できるようになったのは、昭和 19 年 10 月からと聞いたので、申立期間は同年 10 月からとしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社等の技術者が集まって設立されたI株式会社の社史によると、C株式会社は、昭和 18 年当時の日本内地に倣ってJ事業の再編成により、Kを所管するL株式会社とM株式会社などのN施設を吸収合併して同年 3 月に設立されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、C株式会社のE事務所（O町）に入社したと供述していることから現地採用と考えられるところ、申立期間当時の厚生年金保険法に基づく厚生省保険局長通達（昭和 19 年 7 月 4 日付け保発第 410 号「外地法人に勤務するものの取扱」）により、適用区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」であるB地に設立されていた同社については、厚生年金保険法の適用は無い。

また、適用事業所名簿の検索により、厚生年金保険の適用事業所としてのC株式会社を検索したが確認できない。一方、同社のP支社が適用事業所として昭和 19 年 6 月 1 日に新規適用され、22 年 10 月 1 日に全喪していることが確認でき、同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

は全員で 21 人の氏名が記録されているが、申立人を確認することができないとともに、申立人が挙げた上司、同僚の氏名も確認できない。

さらに、申立人は、申立人の父親（故人：Q氏）が、申立人と同じC株式会社D所に勤務していたと供述しているところ、前述の同社のP支社に係る同名簿において、同氏を確認することができない上、オンライン記録でも申立人と同様に終戦前の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、F株式会社は、「C株式会社に係る当時の資料の引継ぎに関しては分からないし、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたかも確認できない。」としている。

なお、F株式会社は、「申立人の父親について、既に閉会となっているB地でR事業に携わっていた人で作る「S会」名簿の「連絡の途絶えた方」欄に氏名が確認できるが、それ以外の資料は無い。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月頃から同年 10 月頃まで

昭和 28 年 3 月に高校を卒業して、1 年浪人後の 29 年 4 月に大学に入学すると同時に、A 市内の B 社であった C 株式会社に入社し、その年の 10 月頃まで同社に勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の C 株式会社の所在地及び代表取締役の氏名を記憶していること等から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえるが、申立人は、通学のため午後 3 時頃には退社していたと供述しているほか、申立事業所及び同僚等には照会してほしくないとしているため、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該事業所における申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間において、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月1日から同年5月11日まで
② 平成8年5月11日から同年11月11日まで

ねんきん特別便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間が平成7年5月11日から8年5月11日までの期間及び8年11月11日から同年12月1日までの期間となっているが、同社には7年3月1日から8年11月30日まで継続して勤務しているにもかかわらず、両申立期間が被保険者期間となっていない。両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間において株式会社Aにおける被保険者記録を有する同僚二人及び申立人が同社B店で一緒に勤務していたとする同僚Cに照会したところ、同僚Cから「申立人は、当該期間において株式会社Aに勤務していた。」との供述を得られたことから、申立人の同社における勤務がうかがえるものの、同僚Cは、当該期間において同社における被保険者記録が無い上、同僚Dは、「B店は、株式会社Eから買い取ったもので、勤務していた者を雇用しているが、当該者には試用期間があったと思う。」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②について、当該期間において株式会社Aにおける被保険者記録を有する同僚4人及び申立人と同じく平成8年5月11日に被保険者記録を喪失している同僚3人に照会したところ、同僚Cから「申立人は、当該期間において株式会社Aの本社に勤務していた。」との供述を得られたことから、申立人の同社における勤務がうかがえるものの、同僚D

は、「申立人は、当該期間においてアルバイトとしての扱いであったと思う。」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、元事業主は、「会社は清算しているため資料が無く、詳細は不明。試用期間中のため厚生年金保険に加入していない可能性がある。」と供述しており、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録には、両申立期間における被保険者記録が無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 43 年 12 月 15 日まで
ねんきん特別便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、株式会社Aに係る資格喪失日（昭和 43 年 12 月 15 日）から約 3 か月後の 44 年 3 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金の支給決定日が通算老齢年金制度発足後であるにもかかわらず、申立人は、昭和 61 年 3 月まで国民年金の加入記録は無く、同社退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から33年4月4日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の11ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月の前後5年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた44人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、41人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、回答のあった3人の同僚は、事業所による代理請求があったと供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和33年4月4日)から約2か月後の33年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年4月1日まで
A事業のB株式会社に正社員として昭和44年1月1日から勤務していたのに、同社の資格取得年月日は同年4月1日となっており、3か月抜けている。調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月1日からB株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立期間当時に当該事業所で被保険者記録のある3人に照会したところ、3人から回答があり、このうちの二人は、「申立人は、管理監督職で勤務していたが、申立期間の事実関係等については不明である。」とし、ほかの一人は、「40年前のことであり全て不明である。」としている上、当時の事業主は、既に亡くなっており、勤務実態等について供述を得ることはできない。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和46年2月6日（取得日）から同年5月10日（離職日）までとなっている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月7日から58年8月1日まで

A株式会社（商業登記簿では、B有限会社）に、営業部長として27万円の給与を毎月2回に分けてもらう約束で入社した。

厚生年金保険の記録を見ると、昭和55年7月から58年7月までの標準報酬月額は、毎月25日に支給されていた給与と同じ額の17万円となっているが、翌月10日に支給されていた10万円については記録されていない。

昭和58年8月からの標準報酬月額については、28万円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額が間違っていると考えられることから、調査して、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B有限会社に係る標準報酬月額について、「給与明細書は残っていないが、申立期間当時、給与は毎月2回に分けて支給されていた。しかし、標準報酬月額については、毎月25日に支給されていた金額だけで決められており、翌月10日に支給されていた金額が合算されていない。」と主張している。

しかしながら、B有限会社は、昭和60年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成8年6月*日付けで解散している上、申立期間当時の同社取締役のうち、生存していた二人の取締役が、「会社が倒産してしまい、当時の資料が無いので申立人の給与等は分からない。また、申立人については記憶していない。」と供述しており、申立人が主張している給与の支給状況について、確認することができない。

また、当該事業所において、営業業務に携わっていた者を含めた複数の

同僚が、「申立人は営業というが、会社にほとんど顔を出さなかった。社員ではなく請負業務ではないか。」と供述している。

さらに、申立人が、「当該事業所に転職するに当たり、以前の職場における得意先から引き続き仕事を受注しながら、新規開拓した会社の仕事も受注していた。」としていること、及び複数の同僚が「社員の給与は、月末に1回支給されるだけであり、給与を2回もらっていた者はいないはずだ。」と供述し、申立人以外に給与を毎月2回支給されていた従業者を確認することができないことなどから、申立人の給与については、他の従業者と異なる処遇がされていたものとうかがえる。

加えて、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、当時の取締役が、「資料が無いため、分からない。」としている上、申立人にも明確な記憶が無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
A株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が昭和 51 年 11 月 30 日になっているが、実際に勤務した期間と相違するため同年 12 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和 51 年 11 月 29 日に同社を離職し、事業主から同日付けの離職票を交付されていることが確認できる。

また、A株式会社において申立人と同職種の管理職同僚は、「雇用関係が終了した日の翌日が退職日である。会社は、当時から社会保険手続業務については分業化されており、きちんと対応していた。」と供述している上、当該事業所の総務部担当者も、「当時から社会保険関係の手続等は、法令に基づき行っている。」としている。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 51 年 11 月 30 日と記録されている上、申立人が加入していたB組合及びC基金における資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで
A株式会社（現在は、株式会社B）で平成3年8月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録では、同日が資格喪失日とされているため、同年8月は年金額には反映しない期間となっている。
平成3年8月の厚生年金保険料については、最終の給与から控除されているので、資格喪失日を3年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に平成3年8月31日まで勤務したため、同年9月1日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、株式会社Bから提出のあった申立人に係る退職名簿及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、平成3年8月30日付けでA株式会社を退職したことが確認できる。

また、株式会社Bの事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、「社会保険庁（当時）の記録どおり、平成3年8月31日であり、申立期間の記録が無いことが正しいものと考えられる。」と供述しており、申立人が厚生年金保険料を同年8月分まで控除されていたと主張する根拠資料は残っていない。

さらに、申立期間に係るオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年8月31日と記録されており、申立人が加入していたC組合及びD基金における資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで
有限会社 A に勤務していた期間のうち、申立期間について、36 万円の報酬額をもらっていたにもかかわらず社会保険庁（当時）の標準報酬月額が 15 万円と記録されているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後に有限会社 A と顧問契約をしていた社会保険労務士は、「当時顧問契約をした前任者から、事業所が作成した社会保険台帳を引き継いだが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は社会保険庁の記録と一致している。」と供述している。

また、申立期間当時に顧問契約をしていた元社会保険労務士は、「申立人及び事業主の平成 6 年 7 月 1 日付け標準報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に届け出たことが業務日誌に記録されている。申立人からの指示であったと記憶している。」と供述している。

さらに、有限会社 A は、平成 19 年 6 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、経理担当役員であり社会保険を担当していた申立人は、「賃金台帳等及び社会保険に関連する資料は、自分が担当していたが、全て処分したので何も残っていない。」と供述している上、事業主は、「当時の社会保険については申立人及び顧問契約をしていた社会保険労務士に任せており、役員の報酬を下げた記憶は無い。」と供述している。

加えて、オンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 6 年 7 月 1 日の随時改定で 36 万円から 15 万円に減額改定され、同年 10 月及び 7 年 10 月の定時決定においても同額と記録されており、遡

った訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
申立期間にはA株式会社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 6 月頃から同年 12 月末頃までA株式会社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いとして申し立てている。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社における申立期間の被保険者記録が確認できる二人の被保険者は、申立人の氏名は記憶に無いと回答している。

また、当該被保険者の一人は、A株式会社における昭和 23 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの被保険者記録が確認できるところ、同社には 23 年 1 月から 24 年 1 月まで勤務したと供述しており、同社では申立期間当時、入社後の一定期間は厚生年金保険被保険者資格を取得しない社員もいたことがうかがえる。

さらに、A株式会社は昭和 49 年 10 月に解散し、解散時の代表取締役は所在不明のため、申立期間当時の事情を照会することができない。

加えて、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4925 (事案 1631 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月16日から61年3月1日まで

A株式会社における厚生年金保険被保険者記録について、再度申立てをする。社会保険庁(当時)の記録では、昭和55年8月16日に同社において、一旦被保険者資格を喪失後、61年3月1日に再取得しており、約5年間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。前回申立時の非あつせん理由の説明では、年金受領開始のためだと記憶しているが、後になって年金受領開始は、期間欠落の理由にならないことが分かった。納得できないので再調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、申立期間について申立事業所に嘱託として雇用されているが、申立事業所が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書により、事業主は、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録どおりの被保険者資格喪失及び資格取得の届出を行っていることが確認できること、申立人が昭和55年10月から、61年4月改正前の厚生年金保険法(以下「旧法」という。)による老齢年金を受給開始していること、及び申立人が55年8月15日の離職後に雇用保険の求職者給付を受給していることなどを主な理由として、既に当委員会の決定に基づいて平成21年9月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、申立人は、老齢年金の受給開始は、厚生年金保険期間の欠落の理由にはならないことが当該通知後に分かったとして、申立期間について、再申立てを行っている。

しかしながら、前述のとおり、事業所は、申立人に係る社会保険事務所

の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っていることが確認できる上、事業所は、毎年8月に被保険者の給与額を社会保険事務所に届出（以下「算定基礎届」という。）することとなっていたが、事業所から提出された健康保険被保険者標準報酬改定通知書（算定基礎届の事業主控）によると、昭和54年及び55年については申立人に係る算定基礎届が行われているが、56年から60年までは、申立人に係る算定基礎届が行われておらず、61年からまた申立人の算定基礎届が行われていることが確認できることから、事業所は、申立人が申立期間中は厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識していたと考えられる。

また、事業所は、嘱託雇用の処遇について、「在職老齢年金を受給しながら勤務し、社会保険の加入については、加入条件を満たしている場合に加入させた。」と回答しており、申立期間当時、事業所において事務職であった同僚の一人は、「当時は、60歳になると全員が年金をもらって嘱託社員となっており、会社は、厚生年金をもらえるようにするための取扱いを行っていた記憶がある。当時は、厚生年金をもらっていれば、社会保険には加入できないはずだから、保険料も控除されていないはずである。」と供述しており、ほかの事務職の同僚も、「事業所では、そのまま嘱託雇用になると賃金との関係で年金がもらえなくなる場合、社会保険からはずれる取扱いを行っていたと聞いた。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、60歳誕生日の翌月である昭和55年*月から旧法による老齢年金を受給開始していることが確認できるが、旧法では、55年当時、60歳になって厚生年金保険の被保険者のままである場合、標準報酬月額が第21級（16万円）以上の被保険者は、老齢年金の受給権が発生せず、年金は受給できないこととされていたところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格喪失時（55年7月）の標準報酬月額が第21級（16万円）になっており、仮に、申立人が、申立事業所において、当該等級で厚生年金保険の被保険者のままである場合には老齢年金を受給開始できないこととなるが、申立人が、同社に勤務しながら旧法の老齢年金を受給開始していること並びに当該事業所及び上記同僚の供述を踏まえると、事業所は申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させて、申立人が老齢年金を受給できるように取り計らったと考えられる。また、旧法では、65歳以後の期間についても、55年*月から60年9月までの期間については、標準報酬月額が第21級（16万円）以上の厚生年金保険被保険者である年金受給者は、老齢年金の額の20%が支給停止されることとなっていたが、同年10月に標準報酬月額等級表が改定され、標準報酬月額の第21級が24万円に引き上げられ、65歳以後の期間において、厚生年金保険被保険者である年金受給者の標準報酬月額16万円は、年金額が支給停止されない範囲に改定されたことにより、

これを知った事業所が、申立人の被保険者資格を取得させたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 30 日から 31 年 8 月 10 日まで
A 社（後に株式会社 B）に 28 年 4 月に入社し、33 年 2 月末に退職するまで継続して勤務していた。入社当初は厚生年金保険に加入していなかったと思うが、途中で退職していないのに被保険者期間が 2 か所に分かれており、空白期間がある。この期間も間違いなく同社で勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して株式会社 B に勤務し C の業務に従事していたと供述していることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所となった昭和 29 年 7 月 1 日から申立期間である 31 年 8 月 10 日までに被保険者資格を取得した者を確認したところ、申立人のほかに事業主及び同僚 4 人であることが確認できたが、このうち事業主及び同僚二人は死亡しており、ほかの二人の同僚も申立人の勤務期間を明確に記憶していないことから、申立人の申立期間の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚の中には、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録の確認できない者がいることから、同社での厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社 B は平成 13 年 6 月 * 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から24年5月1日まで
② 昭和24年9月6日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和23年11月1日から24年9月30日まで約1年間勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてA社に勤務していたとしているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚15人（申立人が記憶している同僚二人を含む。）に照会し、回答のあった全5人は申立人の記憶は無いと供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散し、同謄本で確認できる事業主及び役員は所在が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の被保険者資格取得日は昭和24年5月1日、資格喪失日は同年9月6日と明確に記載されており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても申立人の厚生年金保険被保険者番号の付番日は、同被保険者名簿及び被保険者台帳と同じ24年5月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月から同年5月1日まで
② 昭和36年11月16日から37年3月まで

A地のB店に昭和36年1月頃から37年3月頃までC担当として勤務したが、社会保険庁(当時)の記録によると、D会の厚生年金保険に36年5月1日から同年11月16日までの加入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、勤務していた当時、事業主は、B店をやめてE地においてF社を設立する準備をしており、私は、住み込みで勤務した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A地のB店に、昭和36年1月から37年3月まで勤務していたと主張しているが、同店の事業主及び申立期間当時小学生だった事業主の息子が事実上の事業主であったとする事業主の実弟は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D会の後継事業所であるG株式会社では、「各店の従業員の厚生年金保険の加入状況を記録した年金台帳を保管しているが、当該台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和36年5月1日、資格喪失日は同年11月16日となっている。これ以外の資料は無いが、当時の記録は、店の事業主の申請に基づいて作成されたものであり、真正なものである。」旨の供述をしている。

さらに、B店の事業主及び事実上の事業主の厚生年金保険の記録が確認できるD会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人をC担当として雇用していた事業主は、申立人の資格喪失日より半月早い昭和36年11月1日に資格喪失していることが確認できるほか、申立人の被

保険者記録は、事業主保管の上記台帳と一致しており、当該記録に訂正等の形跡もうかがわれない。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、D会の厚生年金保険に加入していた複数の被保険者に照会し、回答を得るも、申立人と同じ店に勤務していた者はいなかったため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月頃から 50 年 10 月頃まで
② 昭和 53 年 12 月頃から 54 年 12 月頃まで

申立期間①については、A業務のため、B社C支店に期間職員として就職した。申立期間②については、DのE職採用募集記事が新聞に掲載されていたので応募し、採用された。

調査の上、申立期間にそれぞれの事業所に勤務した期間を私の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、B社C支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立期間①当時の期間職員はアルバイト雇用であり、アルバイト及びパートについては厚生年金保険に加入させていないため、保険料は給与から控除していないと供述している。

また、申立期間①当時にB社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚 22 人に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号には、申立期間①に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持している名刺、事業主が所持して

いる誓約書及び事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、株式会社Fに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、当時の資料が無いため詳細は不明であるとしながらも、「当時は4か月の見習期間があり、その後に本採用になった。」と供述している。

また、申立期間②当時に株式会社Fにおける厚生年金保険被保険者記録のある同僚二人に照会したが、回答を得ることができず、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、株式会社Fの健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号には、申立期間②に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 6 月 1 日まで
申立期間について給与の減額を受けた記憶が無いにもかかわらず、標準報酬月額が下がっているため、当該期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が、平成 7 年 10 月が 47 万円であるにもかかわらず、8 年 4 月の随時改定で 41 万円に減額され、9 年 10 月の定時決定で 44 万円となっているが、当時、給与の減額を受けた記憶が無いとして申し立てている。

しかし、株式会社 A において平成 8 年以降厚生年金保険被保険者であった者 69 人のうち、オンライン記録で 3 年以降に標準報酬月額が 2 等級以上の減額が確認できる者は 13 人（申立人を除く）であったが、うち 5 人は同社の定年年齢であったとされる 60 歳到達年に減額された者、一人は 60 歳後に減額された者であり、ほかの 7 人についても遡って訂正された形跡は見受けられない上、これら標準報酬月額に減額が確認できる者 13 人のうち 7 人に照会し、4 人から回答を得るも、不適正な処理をうかがわせる供述は無かった。

また、当時同社の総務部長であった者は、「平成 11 年 9 月をもって清算手続に入ったが、取引銀行による管理下であったため、社会保険料の滞納は無かった。」と供述している上、経理・社会保険事務を担当していた者は、「1、2 年ごとに社会保険事務所（当時）の帳簿チェックや立入検査が行われ、指摘事項については訂正していたので届出が違っていること

は無い。」と供述している。

さらに、同社が加入していたB基金における申立人の標準報酬月額の記事は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 3 月 1 日から 63 年 6 月 30 日まで有限会社Aに勤務した。私の厚生年金保険被保険者記録は、同社において被保険者資格を取得した日が 62 年 3 月 1 日、喪失した日が同年 7 月 1 日となっており、4 か月の加入記録となっている。同社には1年以上勤務していたと思うので、資格喪失日を 63 年 7 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同職種の元同僚は存在せず、元同僚の供述が得られない上、当該事業所の総務担当者は、「当時の資料が無いので、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入期間は不明である。申立人が当社において厚生年金保険に加入していなかった期間は、パートで働いていたことも考えられるが、当時の雇用形態については確認できない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務形態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、保存記録照会回答票によると、申立人が有限会社Aにおいて健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、昭和 62 年 3 月 1 日で、同資格を喪失した日は同年 7 月 1 日であることが確認できる上、上記回答票には、社会保険事務所（当時）が、同年 7 月 23 日に申立人に係る健康保険被保険者証を回収したと記録されている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所で被保険者資格を喪失した昭和 62 年 7 月以後は、国民年金第 3 号被保険者として記録されている。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 6 日から 29 年 3 月 13 日まで
② 昭和 39 年 5 月 18 日から同年 7 月 18 日まで

申立期間①については、私は、昭和 28 年 3 月に中学校を卒業し、集団就職で同年 4 月から 33 年 5 月まで A 株式会社に住み込みで働いたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の厚生年金保険被保険者証を証拠として提出する。また、申立期間②については、39 年 5 月 18 日から 41 年 6 月まで B 町に所在した C 株式会社（現在は、D 株式会社）に勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の C 株式会社従業員証の日付も 39 年 5 月 18 日となっているので証拠として提出する。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び元同僚の供述から、申立人が A 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が同期入社として挙げた元同僚 7 人全員についても A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の昭和 29 年 3 月 13 日となっている。

また、同期入社の元同僚 6 人及び申立期間①当時における A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている元同僚 4 人に照会したところ、9 人から回答があり、同期入社の元同僚 6 人全員は、「入社してから 6 か月間は試用期間であり、更に約 1 年後に厚生年金保険に加入した。申立期間①当時の給与から厚生年金保険料を控除されていないと思う。」と回答している。

さらに、A 株式会社で社会保険の手続事務を行っていた一人を含む同期入社以外の元同僚 4 人は、「申立期間①当時、会社は入社から約 1 年

がたってから厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っていた。」と回答している。

加えて、申立人が提出したA株式会社に係る資格取得時に払い出された厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は、オンライン記録と同一の日の昭和29年3月13日となっているとともに、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日もオンライン記録と一致している。

また、A株式会社は昭和49年10月*日に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した申立期間当時のC株式会社従業員証には、申立人の氏名、住所及び日付(昭和39年5月18日)が記載されており、申立人が同日から勤務したことが推認できる。

しかしながら、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚15人に照会したところ13人から回答があり、そのうちの8人は、「申立期間②当時は、E工場はまだ立ち上げの準備期間であり、本格的に稼働したのは昭和39年秋口であったが、当時、入社から3か月は試用期間で、厚生年金保険には2か月ほどの未加入期間があった。この未加入期間に給与から厚生年金保険料が控除されていないと思う。」と回答しており、これらの8人の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照会したところ、8人全員が入社したとする日の約2か月後にそれぞれ資格を取得していることが確認できる。

また、D株式会社に照会したところ、「厚生年金保険の申立期間②当時の資料が保存されていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の届出については不明であり、申立期間②当時の給与からの厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立期間に係る同社における勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月頃から同年 10 月頃まで

私は、申立期間を株式会社Aで働いた。給与明細書には社会保険料の控除が書いてあった記憶がある。一緒に働いたB氏が今でも働いているので確認してほしい。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る履歴書に、「昭和 48 年 5 月 14 日現在」と記載されているとともに、鉛筆で「退社」と書かれており、期間の特定はできないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の給与明細書、人事記録等の資料は無く、申立内容を確認することができない。しかし、申立期間当時の社会保険に関する資料が保存されており、当該資料を調べたが申立人の申立内容を確認する届出等の記録は無かった。」と回答するとともに、昭和 48 年 9 月 5 日付けの昭和 48 年度の算定届書(健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書)を提出し、「当該算定届書に申立人の名前が記載されておらず、申立人の名前が記載されていないことは、申立人は厚生年金保険に加入していなかったからである。申立期間当時から現在までも、新規採用者に対しては3か月の試用期間を設けており、会社に定着したかどうかを見極めてから厚生年金保険に加入している。」と回答している。なお、当該算定届書に記載されている4人の氏名と申立期間当時に株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録のある4人の氏名は一致していることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚3人に照会したところ、複数の同僚は、「6

か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入しなかった。多くの人が出入りをしたが厚生年金保険に加入しなかった人はたくさんいた。」と回答している上、申立人が一緒に働いたと名前を挙げたB氏は、「申立人のことを全く記憶していない。」と回答している。

さらに、申立期間の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番は無く、連番で払い出されており、申立人の記録は無い。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4938 (事案 3583 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 27 日から 44 年 3 月 1 日まで
昭和 40 年 4 月 16 日から 44 年 2 月 28 日までの間、A 株式会社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所(当時)の記録では、資格喪失日が同年 1 月 27 日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。40 年 4 月 16 日から平成 17 年 5 月 31 日までの間において、転職はあったものの、休まず継続して勤務したことが誇りの私にとって空白期間があるのは納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再度、申立期間についての申立てが行われたが、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人について、昭和 44 年 2 月 13 日に健康保険被保険者証の返納手続きが行われていることが新たに確認できた上、追加実施した同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4939 (事案 4240 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 44 年 3 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までの間、A 株式会社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所(当時)の記録では、資格喪失日が同年 4 月 27 日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。40 年 4 月 16 日から平成 17 年 5 月 31 日までの間において、転職はあったものの、休まず継続して勤務したことが誇りの私にとって空白期間があるのは納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再度、申立期間についての申立てが行われたが、新たに実施した事業所の元経理担当者に対する調査結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 平成5年4月21日から同年10月1日まで

申立期間①については、A株式会社（現在は、B株式会社）に約10年勤務していたが、同社において、約4年間の厚生年金保険被保険者記録しか無い。また、申立期間②については、C社に勤務していたが、同社における同被保険者記録が全く無い。

申立期間について日本年金機構の記録に納得がいかないのに、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に通算して約10年間勤務していたと主張しているが、申立人のことを記憶している同僚二人から、「昭和61年3月以前については、申立人は、期間工として臨時に雇用されていたと思う。」との供述が得られた。

また、現在の事業主であるB株式会社からは、「申立期間①における申立人に係る資料は保存していないため、当時の状況については不明である。」旨の回答があった上、D組合からは、「申立期間①当時の申請書類等については、保存期間経過のため破棄しており、申立人については不明である上、過去のデータを移行している登録情報からも、申立人の申立期間①に係る加入記録は確認できなかった。」旨の回答があり、両者から申立人の勤務実態、社会保険料控除についての供述等を得ることができなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、A株式会社に係る申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和61年3月31日に払

い出されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人に係る申立期間①における国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

加えて、申立期間①に係る雇用保険の記録も確認できなかった。

- 2 申立期間②については、申立人は、「E市に存在したC社に勤務したが、明確な事業所名及び住所を記憶していない。」としているため、F局G課に照会したところ、「同局が保有するデータにおいては、E市に同名及び類似する事業所名は存在しない。」との回答があり、申立人が主張する事業所に関する情報は得られなかった。

また、申立人は、事業主については「H」とだけしか記憶しておらず、同僚についても氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態、保険料控除等について、同人らに照会することができなかった。

さらに、オンライン記録からは、E市においてC社及び類似する名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを確認することもできなかった。

なお、申立期間②に係る雇用保険の記録も確認できなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4949 (事案 3172 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年8月1日まで
② 昭和34年9月1日から35年1月31日まで
③ 昭和35年7月18日から同年11月1日まで
④ 昭和43年12月21日から45年5月1日まで

前回の申立てでは、A株式会社に勤務していた期間の一部の期間だけが厚生年金保険被保険者期間として認められたが、勤務していた期間より厚生年金保険の被保険者期間が短いことについて、どうしても納得がいかない。

また、B株式会社については当時勤務していた同僚の氏名を思い出したので、再度申立てをしたい。

さらに、今回は、株式会社Cの加入記録についても私自身が記憶している入社日より1年以上も後になって厚生年金保険に加入していることとなっていることも発覚した。

以上全ての申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 27 年 4 月 1 日から株式会社Cに勤務していたとしている。

しかし、当時の事業主関係者は、同事業所が既に全社員が退職し残務整理中であり、資料は残っていないため当時の社会保険の加入手続について確認ができないとしている上、申立人の同僚に申立期間①当時の状況について問い合わせを行ったところ回答が無かったため、当時の同事業所における社会保険の手続状況について確認できなかった。

また、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の同事業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日として昭和28年8月1日との記載がある。

さらに、申立人も申立期間①当時の給与から保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③に係る申立てについては、i) A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②及び③に申立人の氏名を確認することができないこと、ii) 当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には申立人の資格喪失日として昭和35年7月18日と記載されており、事業主が当該届出書を社会保険事務所（当時）に提出していたことが確認できること、iii) 当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚からも、申立人に係る当該期間の勤務実態及び保険料控除については具体的な供述が無く、当時の同事業所の状況について確認ができないこと、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる資料が無いことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付け年金記録の訂正を行う必要はないとする通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「勤務していたのであるから、記録訂正が認められた期間以外についても絶対に記録はあるはずである。」との主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 申立期間④に係る申立てについては、i) 事業主から申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないこと、ii) 申立期間④当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚に照会し、回答をした同僚はいずれも申立人のことは記憶していないとしている上、申立人の申立期間④に係る勤務実態、保険料控除を確認できる供述を得ることができなかったこと、iii) 申立人の申立期間④における事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号順に連番で記載され、欠番も無いこと、iv) 申立期間④に係る

る事業所が加入しているD基金からは、申立人の氏名は確認できないとの回答があった上、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得データの確認もできないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付け年金記録の訂正を行う必要はないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が記憶している知人がB株式会社で一緒に勤務していたはずであることを理由に再申立てをしているが、当該知人に対し申立人について照会をしたところ、「申立人とかつて同じ会社で一緒に勤務したことはあるが、B株式会社で一緒だったかといわれるとはっきりしない。別の会社だったような気がする。」と供述しており、申立人及び当該知人は別会社で同時期に健康保険厚生年金保険被保険者期間があるため、B株式会社において、申立人と当該知人が一緒に勤務していたことが確認できないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間④の事業所が加入しているD基金以外に申立人の厚生年金基金の加入員記録の有無をE会（現在は、F会）に確認したが、申立人の加入記録は無かった。

- 4 このほか、申立期間②から④までについて委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。